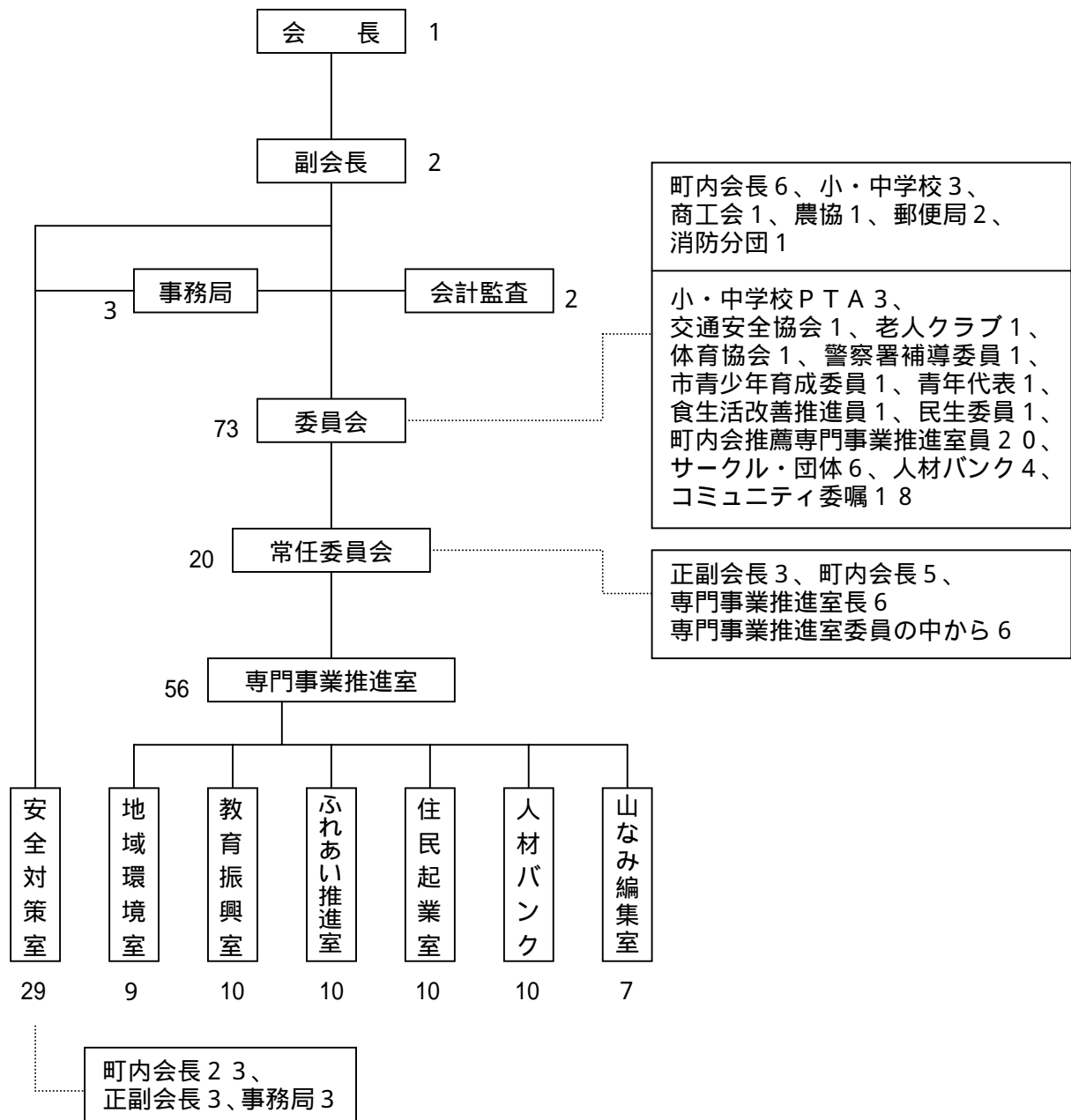


### コミュニティ組織図



#### [選出の基準]

- 1 原則として、総代会長はコミュニティ会長を兼ねない。
- 2 会長、副会長並びに会計監査は、専門事業推進室員を兼ねない。
- 3 町内推薦専門事業推進室員で、少世帯の五分一は山潤と共同で 1 名、夏渡・峠・吉井黒川は 3 町内で 1 名とする。